

## 2 4 就業支援・職業能力開発等の推進について

(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 雇用情勢は改善してきているが、職業意識の不足等により就職できない新規学卒者の現状を踏まえ、「ヤング・ジョブ・あいち」に設置されている「愛知新卒応援ハローワーク」などに配置しているジョブサポーターを増員し、早期就職に向けた支援の強化を図ること。
- (2) 地域住民生活等支援のための交付金（地方創生先行型）に続き、平成28年度から本格実施する新型交付金においては、地域人材の育成、定着等のさらなる推進のため、「地域しごと支援事業」を継続・拡充すること。
- (3) 「第52回技能五輪全国大会」及び「第35回全国障害者技能競技大会」の成果を生かし、技能伝承・技能振興の一層の推進を図るため、「若年技能者人材育成支援等事業」を継続実施し、地域の実情に応じた事業を展開できるよう柔軟な運用を図ること。また、我が国の優れた技能を世界にアピールするため、技能五輪国際大会の2020年代初頭の誘致に向けた検討を行うこと。
- (4) 「認定職業訓練助成事業」については、国庫負担率を引き上げるなど、都道府県の負担軽減を図ること。
- (5) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、助成金や税制上の優遇措置など、支援制度を充実するとともに、長時間労働の縮減や一般事業主行動計画の着実な実施に向けた支援を行うこと。また、労働者が介護休業制度を利用しやすいように、制度の見直しや介護休業給付金等の経済的支援の拡充を図ること。

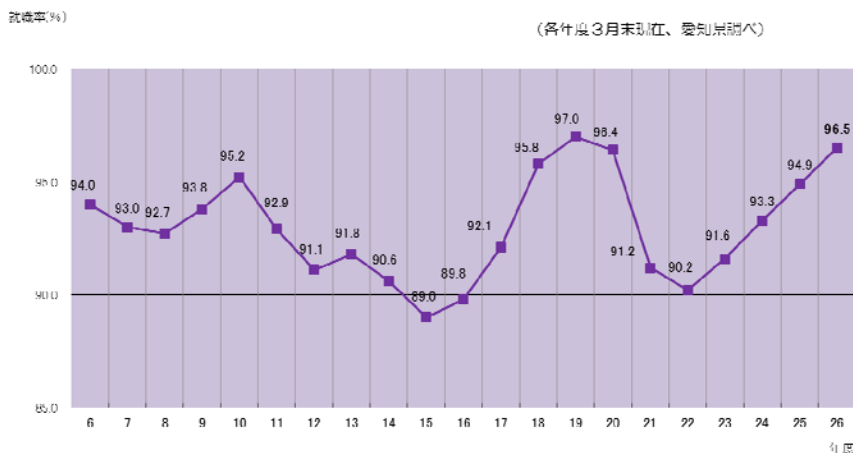
### (背景)

- 景気の回復に伴いリーマンショック後に大きく落ち込んだ大学生等の就職率も回復傾向にあるが、企業の求める人材と学生の意識・資質とのギャップにより、内定が複数取れる学生と全く取れない学生という二極化が顕著になってきている。国は、学生の早期就職を支援するため、大学と連携して学生の就職活動をきめ細かくサポートするジョブサポーターをハローワークに配置している。
- 本県では、地域しごと支援事業（平成26年度補正予算で創設された地域住民生活等支援のための交付金（地域創生先行型））及び地域人づくり事業（緊急雇用創出事業基金事業）を活用し、地域の企業に正社員として就職させるための人材育成事業や地域の企業の従業員の処遇改善を支援する事業等を平成27年度に実施している。地域の企業の人手不足感は依然として強まっており、平成28年度に本格実施することとされている新型交付金においても、「地域しごと支援事業」の継続及びさらなる拡充が必要である。

- 技能伝承・技能振興の一層の推進を図るためには、「若年技能者人材育成支援等事業」の継続実施が必要である。本県では、平成25、26年度に、当該事業を活用して、技能五輪への出場が難しい中小企業技能者を対象とした町工場技能者コンクールを実施したが、このような地域独自の取組への支援ができるよう柔軟に運用することが望ましい。また、「技能五輪・アビリンピックあいち大会2014」は、合わせて28万9千人を超える来場者があり、モノづくりへの関心や、技能尊重機運を高めることができたが、この成果を継承し、我が国の優れた技能を世界にアピールするため、技能五輪国際大会を誘致することが望ましい。
- 中小企業等への職業能力開発関連の助成措置は、国費（雇用保険特別会計）によるものが中心で、認定職業訓練助成事業については、負担率が国と都道府県の折半である。
- 国は両立支援助成金や建物等の割増償却制度により、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を支援しているが、ニーズや実態を踏まえ、制度の更なる充実が望まれる。また、平成26年の一般総実労働時間は約2,000時間（事業所規模30人以上）と長時間労働の是正が課題であり、国による「働き方改革」の着実な実施が求められる。育児休業期間は子が1歳に達する日まで、育児休業給付金が休業前賃金の67%であるのに対し、介護休業期間は最長93日、介護休業給付金が40%であり、介護を抱える労働者への支援は十分とは言えない。

( 参 考 )

◇ 愛知県内の大学・短大の就職率推移



◇ ワーク・ライフ・バランスの各種制度

① 両立支援助成金（平成27年度）

中小企業 両立支 援助 成 金	代替要員確保コース	支給対象労働者1人あたり 30万円
	育休復帰支援プラン コース	・育休復帰支援プランに基づき、従業員が3ヶ月以上の育休を取得した場合 30万円（1企業1回限り） ・プランを実施し、従業員が現職相当職に復職し6ヶ月以上継続雇用された場合 30万円（1企業1回限り）
	期間雇用者継続就業支援 コース （従業員100人以下）	育児休業取得者1人目 40万円 2人目から5人目まで 15万円 ※一定要件を満たす場合加算措置あり

② 育児・介護休業給付（雇用保険）

育児休業	平成26年度より、子が1歳（一定の場合1歳半）になるまでの間に育児休業を取得した場合、休業開始から6ヶ月は給与の67%、その後は50%を支給
介護休業	対象家族1人につき要介護状態ごとに介護休業の取得は1回、最長93日（勤務時間の短縮等の措置が講じられている場合はそれと合算）。休業中は給与の40%を支給。